

各位

機構長の指定する放射線発生装置の使用について

平成 15 年 12 月 26 日

放射線取扱主任者

柴田徳思

本機構予防規定に基づく「機構長の指定する放射線の発生をともなう機器」として、下記装置の使用願いが平成 15 年 12 月 26 日付けで許可されました。同装置について管理区域の区画及び遮蔽、標識、出入り管理の方法、黄色パトライト等の放射線安全設備を確認し、平成 15 年 12 月 26 日からの使用開始を認めましたのでお知らせいたします。

機器名	: 電子銃テストスタンド
使用場所	: 電子陽電子入射器棟クライストロンギャラリー第 5 セクター
当該主幹等	: 榎本収志
放射線発生装置責任者	: 大澤哲
放射線担当者	: 小川雄二郎
放射線区域責任者	: 佐波俊哉
放射線業務担当者	: 高橋一智
性能等	: 電子銃 最大印加電圧 200 kV 最大電流 DC 3mA(パルス 50A)

配布先 : 機構長、所長、副所長
: (加速器)施設長、総主幹、各主幹、榎本、小川
: (共通)施設長、各センター長、近藤、各区域放射線担当者、管理室員、TNS
: 安全係、各研究系事務室